

さいたま市告示第1509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年9月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字宿字宮前114番1、114番4、114番5、114番6、114番7、
114番8、114番9、114番10、114番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和7年7月24日

第 変 - S 2 0 2 4 0 3 5 号

4 検査済証番号

令和7年9月24日

第 完 - S 2 0 2 4 0 3 5 号

さいたま市告示第1509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年9月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字宿字宮前114番1、114番4、114番5、114番6、114番7、
114番8、114番9、114番10、114番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和7年7月24日

第 変 - S 2 0 2 4 0 3 5 号

4 検査済証番号

令和7年9月24日

第 完 - S 2 0 2 4 0 3 5 号